

この届書は、固定的賃金の変動により、報酬に大幅な変動があった場合にご提出いただくものです。

- ・月額変更となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。
 - 昇給・降給等により固定的賃金に変動があった場合（日給から月給など賃金体系の変更の場合を含む）
 - 固定的賃金に変動があった月以降3カ月すべての「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上ある場合（特定適用事業所等における「短時間労働者」の場合は11日以上）
 - 改定後の標準報酬月額と改定前の標準報酬月額に2等級以上の差が生じている場合
- ・70歳以上の方について提出する場合は、「⑬備考」欄の「1. 70歳以上被用者月額変更」を○で囲み、個人番号（又は基礎年金番号）を「⑰個人番号」欄にご記入ください。（健康保険組合提出用には記入は不要です。）

記入方法

提出者記入欄：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時又は名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。
健康保険組合提出用には健康保険の事業所記号をご記入ください。

事業所 整理記号			01	—	イロハ
-------------	--	--	----	---	-----

- ①年金整理番号等 : 資格取得時に払い出された年金整理番号等を、必ずご記入ください。
- ③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
- ③

5-630503
- 【元 号】 5. 昭和 7. 平成
【記入例】 昭和 63 年 5 月 3 日の場合
- ④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。変動後の賃金を支払った月から 4 カ月目となります。
- ⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給 : 昇給又は降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給又は降給の区分を○で囲んでください。
- ⑧遡及支払額 : 遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分をご記入ください。
- ⑨給与支給月 : 変動後の賃金を支払った月から 3 カ月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いてご記入ください。
※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合 計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総 計 : 3 カ月間の「⑬合計」を総計してください。
- ⑮平均額 : 「⑭総計」の金額を 3 で除して平均額を算出し、1 円未満を切り捨ててください。
- ⑯修正平均額 : 昇給がさかのぼったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。
- ⑰個人番号 : 70 歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
〔基礎年金番号〕 (健康保険組合提出用には記入は不要です。)
- 基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている 10 桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑱備 考 : 「1. 70 歳以上被用者月額変更」は、被用者が 70 歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者(70 歳以上被用者)が 2 カ月以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「4. 昇給・降給の理由」には、基本給の変更・家族手当の支給等、昇給・降給となった具体的な理由をご記入ください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70 歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70 歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
以下に該当する場合は、「6. その他」を○で囲み、() 内にその内容をご記入ください。
・月額変更の対象となる給与支給月に被保険者区分の変更があった場合 ⇒ (例: 10 月に短時間労働者へ区分変更の場合、
「10/1→短時間労働者」と記入)

添付書類

- ・「④改定年月」の初日が、届書の受付年月日から 60 日以上さかのぼる場合、又は改定後の標準報酬月額が改定前と比較し、5 等級以上下がる場合
賃金台帳のコピー（昇降給のあった支払月の前月以降の 4 カ月分）
出勤簿のコピー（昇降給のあった支払月以降の 3 カ月分）
※被保険者が役員の場合、次のいずれかの添付書類も必要となります。
株主総会・取締役会等の議事録／報酬決定通知書／役員間の報酬協議書／債権放棄を証明する書類 等のコピー